4 法 人 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、 法人数及び会社標本調査(抜すい)からなっている。法人税課税状況と法人数の状況は、全数調査により調査集計 した。法人税課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種 別、資本金階級別等に示したものである。

なお、会社標本調査は内国普通法人のうち、活動中の会社等(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協業組合)、相互会社、医療法人及び企業組合の法人数、営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について、標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

内 国 普 通 法 人

法	(法	(会	(活動中	の次	の法	人		○休業中の会社等	人	協	公	外
	ı					株	式	会	社	○特殊な法人	格		! ! !	:
人	人	社			会	有	限	会	社	日本銀行	D	同	益	: _
	数	標			社	合	名	会	社	理化学研究所	な	! ! !	! !	国
課	等(\langle		等	合	資	会	社	証券・商品取引所		組	法	:
\langle	₹ /	本				協	業	組	合	日本原子力研究所等	γ,	! !	:	法
税	の	調		企	業		組		合		社	合	人	
	状	19.5		相	互.		会		社		寸	; ;		:
状	1/1	査		医	療		法		人		等	等	等	人
	況							•						
況	l										_			

2 統計表の収録一覧

				調		査	項	ĺ	目			
統計表	分類方法	法	事	所得	欠	営業収	資	支	留	交	税	調査方法
NAT BI 3X	刀規刀伍	人	業年	(利益)	損金	不収入金額	本金	払配	保金	際		明旦ノバム
		数	度	金額	額	蛮額	額	当	額	費	額	
4-1 課税状況												
(1)現事業年度分課税状況	法人の種類別		0	0							0	全数調査
(2)既往事業年度分課税状況	II.		0	0							0	JJ
(3)税務署別課税状況	法定事業年度		0	0							0	JJ
	清 算 確 定 別										0	
4-2 法人数												
(1)法人数等の状況	利益、欠損別	0	0	0	0							IJ
(2)税務署別、資本金階級別法人数	資本金階級別	0	0	0	0							"
(3)業種別、資本金階級別法人数	II.	0	0	0	0							"
(4)決算期別、資本金階級別法人数	II.	0	0	0	0							"
4-3 会社標本調査結果												
(1)総括表	資本金階級、業種別	0		0	0	0	0				0	標本調査
(2)利益及び欠損の状況	資本金階級別	0		0	0							"
(3)業種別の利益及び欠損の状況	業 種 別	0		0	0							"
(4)営業収入金額、所得金額及U所得率	資本金階級別			0		0						"
(5)益金処分の状況(利益計上法人分)	IJ							0	0		0	"
(6)業種別交際費及び寄付金	業 種 別									0		IJ
(7)所得階級別の法人数	資本金階級別	0										"
(8)所得階級別、業種別の法人数	業 種 別	0										"

3 用語の説明

- (1) 法人の種類及び課税所得の範囲
 - イ 内国法人…国内に本店又は主たる事務所を有 する法人をいう。
 - (イ) 公共法人…法人税法別表第一に掲げる法 人=法人税の納税義務を有しない。 (例:国民生活金融公庫、住宅金融公庫、地 方公共団体、日本道路公団、日本放送協会、 日本貿易振興会)
 - (ロ) 公益法人等…法人税法別表第二に掲げる 法人=その法人の所得のうち収益事業 から生じた所得についてのみ課税され る。(注)特定非営利活動促進法第2条第2項 《定義》に規定する特定非営利活動法人は、 法人税法その他法人税に関する法令の規定の 適用については、公益法人等とみなされる(同 法46①)。

(例:宇宙開発事業団、学校法人、小型自動 車競走会、社会福祉法人、宗教法福祉法人、 宗教法人、商工会議所、農業共済組合)

(ハ) 協同組合等…法人税法別表第三に掲げる 法人=課税の範囲について特例はない が、普通法人に比べ適用される税率が 低い。

> (例:漁業協同組合、信用金庫、森林 組合、農業協同組合、労働金庫)

- (ニ) 人格のない社団等…法人でない社団又 は財団で代表者又は管理人の定めがあ るもの=収益事業から生じた所得につ いてのみ課税される。
- (ホ) 普通法人…上記以外の法人=課税所得の 範囲について特例はない。
- ロ 外国法人…内国法人以外の法人=日本国内に 源泉のある所得について課税される。
- (2) 事業年度…法人の決算期間のことをいう。
- (3) 資本金…事業年度末の払込済資本金額であり、 資本積立金額は含まない。

4 法人税の税率

(1) 各事業年度の所得に対する税率

区分								平2	平2.4.1以後開始年度			平10.4.1以後開始年度			平11.4.1以後開始年度																																				
		次	次末会1 /		1 停田以下		停田 四 玉		1 傍田以下		1 停田以下		1 停田円下		1 停田円下		1 停田以下		1 停田以下		1 停田以下		4 6日121年		停田いて		光に 口来				1 停田以下		1 停田以下				き田 いて		年80	00万円	以下		28	%		2.5	5	%		22	%
普通》	通法人		資本金1億円以下		ζ Ι.	年80	00万円	超		37.5			34.5	5			3 0																																		
			資本金1億円超		及び相互会社			37.5			34.5	5			3 0																																				
協		同			組		合		等		2 7	(注)		2.5	5	(注)		22	(注)																																
公		益			法		人		等		2 7			2.5	5			22																																	
1 1/2	D	<i>†</i> 3	1.5	社	III	等	年80	00万円」	以下		28			2.5	5			22																																	
人格	V)	な	٧١	仁	寸	守	年80	00万円	超		37.5			34.5	5			3 0																																	
特	定		の		医	H	索	法	人		2 7			2.5	5			22																																	

(注) 特定の協同組合等で年10億円を超える所得に対しては26%(平成11.4.1 前開始年度は30%)の税率が課される(措68の3)。

(2) 清算所得に対する税率

法人の	の区分	平2.4.1~平10.3.31 の間に解散又は合 併をした場合	平10.41〜平11.3.31 の間に解散又は合 (施した場合	平 11.4.1 以後に 解散又は合併をし た場合
解散法人	普通法人	33%	30.7%	27.1%
胜权伍八	協同組合等	24.8%	23.1%	20.5%
被合併法人	普通法人	33%	30.7%	27.1%
饭口拼伝人	協同組合等	24.8%	23.1%	20.5%

- (注) 被合併法人の清算所得に対する税率は、平成13年3月31 日までに合併が行われた場合に適用される。
 - (3) 同族会社の留保所得に対する特別税率

課税留保金額(留保金額から留保金控除額を	
控除した金額	
年3,000万円以下の額	10 %
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額	15 %
年1億円を超える金額	20 %

(注) 自己資本比率 (総資産に占める自己資本の割合) が 100

分の50以下の中小法人(資本金1億円以下の青色申告法人) に係る平成15年4月11日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度については、留保金課税を適用しない。

- (4) 土地の譲渡等がある場合の特別税率……5% 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の 特別税率……………10% 超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の 特別税率……………15%
 - (注) 平10.1.1以降譲渡は、適用停止又は廃止
- (5) 退職年金等積立金に対する税率

各事業年度の退職年金等積立金の額……1% 平成11年4月1日から平成17年3月31日まで の間に開始する各事業年度の退職年金等積立金 については法人税を課さない(措68の4)。